



《新型コロナウイルスに関する労務管理Q&A》

Q1. 《感染疑いの場合の自宅待機》 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方についての対応は？

職務の継続が可能である方について、使用者の自主的な判断で休業させる場合、

- ① 労働者から休ませてください → 欠勤扱・有給休暇（後日提出可）
- ② 事業主から感染が心配なので休んでください【強制的に休ませた場合】 → 通常の給与・休業手当

「不可抗力」とは・・・

人の力ではどうしようもできない、防ぐことができない外からの力や事態のことをいいます。（天災事変・地震・津波・台風等）です。発熱や咳など新型コロナウイルス感染かわからない状況の場合、休みを取らせてあげるのが望ましいでしょう。休みについての取り扱いは、企業で【欠勤、有給休暇】の対応をしてください。

また、会社独自の【特別休暇】を設けている企業では、賃金の支払は自由ですが、昇給・賞与・出退勤の査定については、不利益にならないようにして頂きたいと思えます。

コロナは「不可抗力に該当するかどうか」の問題

◆ただし、厚労省のQ&Aに具体的に示されておりませんが・・・

使用者には労働者の安全衛生上の対策【企業内で濃厚接触者が発生しない対策】を講じる義務があります。企業内で新型コロナウイルス感染防止策が十分に取られていないことによる濃厚接触者は、企業の安全配慮義務不履行によるものとされ、自宅待機を命じた場合は休業手当の支払義務が生じるものと考えられます。



Q2. 《感染した場合》 労働者が新型コロナウイルスに感染した場合は？

新型コロナウイルスに感染した事により、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、休業手当を支払う必要はありません。ただし、業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となりえます。

なお、健康保険の被保険者である場合は、病気やケガの療養の為仕事を休んだ場合の所得保障制度を利用することが可能です。

《傷病手当金制度》（休業4日目以降より支給開始以前の標準報酬月額12か月平均÷30日×2/3）

Q3. 《職員の家族が感染し、職員が濃厚接触者となった場合》

本人に発熱などの症状が出ていなくとも、労働債務を提供できない（職務の継続が不可能）状態にある場合は、自宅待機を命じても休業手当の支払義務はないと考えられます。

Q4. 《事業を休止する場合》

特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請・指示を受けて事業を休止する場合の休業手当は？

上記の要請・指示を受けて事業を休止し、労働者を休業させる場合であっても、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではありません。その休業が以下の①、②の要素を満たし、不可抗力によるものと判断される場合は休業手当の支払義務は生じません。

不可抗力によるものとは

- ① 休業の原因が外部により発生した事故であること
【例】事業の外部において発生した、事業運営を困難にする要因など（今回の特措法に基づく要請など）
- ② 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であり、使用者として休業を回避するための具体的努力を最大限尽くしていると言えるか。
【例】在宅勤務などに従事させることが可能な場合において、十分に検討をしているか他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないかなど《筆者：佐藤》

自然との共生



5月を迎え、山行計画では南アルプスを計画していたのですが、「コロナウイルス」によってすべてがキャンセルです。仕方なく地元の「古賀志山」で足慣らしをしています。カタクリ、山ツツジ、アカヤシオ、ヤマブキなどが咲き誇っていました。ゆっくり1人で自然をたのしんでいます。（※写真は緊急事態宣言前の山行です。）



わたしのひとこと

毎日が「コロナ」という得体のしれないウイルスに恐怖を感じながら生活をしているのが今の実態です。でも、今回の事柄からたくさんのお話を学ばせていただきました。また、いただいています。

小池都知事の「緊急事態宣言の発出」等では、スピードに欠ける国の方針に不満を隠せないという感じを受けました。現内閣に対して「無能」とも思えるような雰囲気は国民の皆さんはどう思ったのでしょうか・・・？

また、スーパーでの買い物は「3日に1回」の方針が出されました。私もこのことに賛成です。周囲を見ていると、家族連れでいっぱいスーパー、その中を走り回っている子供達、それに注意もしない親、緊急時なのに・・・と疑いを持ってしまいます。多分「おうちにいてね」という方針にストレスが溜まっているのかもしれませんが、子供の教育にはもう少し躰を厳しくしてもいいのではないかと感じています。

そして、安倍総理の対応にも国民が納得しているとは思えません。なぜなら、総理大臣が先頭に立って行動を起こしているとは思えませんし、後追いになっているのが実態ですからね。67歳の小池都知事の頑張りには「すごい」の一言です。また、北海道、大阪などの若手知事の頑張りにも感服です。 鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

